

【差し替え済】

当日配布

平成 29 年度 第 2 回  
長野市社会福祉審議会資料集

平成 30 年 2 月 6 日（火）

ふれあい福祉センター 5階 ホール

## 資 料 一 覧

次第 1 ページ

委員名簿 2 ページ

資料 1 児童福祉専門分科会長報告 . . . . . 3～7 ページ

ア) 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

資料 2 高齢者福祉専門分科会長報告 . . . . . 9 ページ

ア) 第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画  
(あんしんいきいきプラン 21) の策定について 資料 2 別冊

資料 3 障害福祉専門分科会長報告 . . . . . 11～22 ページ

ア) 第 5 期長野市障害福祉計画・第 1 期長野市障害児福祉計画  
の策定について 資料 3 別冊

イ) 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

### 【参考資料】

参考資料 1 長野市社会福祉審議会条例 23～26 ページ

参考資料 2 長野市職員名簿 27 ページ

## 平成 29 年度 第 2 回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：平成 30 年 2 月 6 日（火）

午後 1 時 30 分～午後 3 時

場所：ふれあい福祉センター

5 階 ホール

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 新委員紹介

### 4 議事

#### (1) 児童福祉専門分科会報告

ア 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

#### (2) 老人福祉専門分科会報告

ア 第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画の策定について

#### (3) 障害者福祉専門分科会報告

ア 第 5 期長野市障害福祉計画・第 1 期長野市障害児福祉計画の策定について

イ 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

#### (4) その他

### 5 その他

### 6 閉会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

市議会議員 4人  
 社会福祉関係者 12人  
 学識経験者 8人  
 計 24人

平成29年10月1日

選出区分	委員氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	生出 光	長野市議会議員	障害者福祉	
	小林 治晴	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員分科会 会長
	寺沢 さゆり	長野市議会議員	児童福祉	
	若林 祥	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
学識経験者	飯島 富士雄	更級医師会 会長	障害者福祉	
	小林 敏枝	松本大学 教授	障害者福祉 福祉医療費給付金臨時	
	武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	樋口 恵子	住民自治協議会	地域福祉 福祉医療費給付金臨時	
	水口 崇	信州大学 准教授	児童福祉 福祉医療費給付金臨時	児童福祉分科会 会長
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長	老人福祉 福祉医療費給付金臨時	
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉分科会 会長
社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉・民生委員審査 福祉医療費給付金臨時	地域福祉分科会 会長
	大日方 進	長野市放課後子どもプラン館長施設長会 会長	児童福祉 福祉医療費給付金臨時	
	香山 篤美	長野市ボランティアセンター運営委員会 委員	地域福祉	
	黒柳 博仁	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	
	小林 和夫	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉 福祉医療費給付金臨時	
	近藤 定利	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉 福祉医療費給付金臨時	副委員長
	武内 一夫	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	塚田 なおみ	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	寺田 裕明	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉分科会 会長
	中島 謙二	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	増山 幸一	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
	峰川 暁見	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	

平成 30 年 2 月 6 日

長野市社会福祉審議会  
委員長 増山 幸一 様

児童福祉専門分科会  
会長 水口 崇

平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

平成 29 年 5 月 16 日付で調査・審議を付託されました標記の件につきまして  
慎重に調査・審議をしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

別紙 1 のとおり

以上



平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組等に合わせ、次のように変更する。

- 1 年収約 270 万円～約 360 万円未満相当世帯の保護者負担を軽減する。  
1号認定子どもについて、第1子月額 4,000 円、第2子月額 2,000 円軽減する。

詳細については、参考資料 1-1、1-2 のとおり

## 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

### 国の動向について

#### ●幼児教育の段階的な無償化に向けた取組について

1号認定子どもについて、年収約270万円～約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

- ・第1子 月額14,100円→月額10,100円 (△4,000円)
- ・第2子 月額 7,050円→月額 5,050円 (△2,000円)



#### □保育料（利用者負担額）を次のように変更する

○1号認定子ども

階層区分 (市町村民税所得割課税額)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
C階層 77,100 円以下	第1子 <u>16,100 円</u>	<u>14,100 円</u>	<u>10,100 円</u>
	第2子 <u>8,050 円</u>	<u>7,050 円</u>	<u>5,050 円</u>

# 平成30年度 保育料基準額表

参考資料  
1-2

注：太字は平成30年度における「幼児教育の段階的な無償化に向けた取組」によるもの。

## 1号認定（幼稚園、認定こども園）

## 2号・3号認定（保育所、認定こども園等）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層区分	定義	
A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000円 〔0円〕
C	77,100円以下の世帯	14,100円→ <b>10,100円</b> 〔7,050円→ <b>5,050円</b> 〕
D	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下の世帯	20,500円 〔10,250円〕
E	211,201円以上の世帯	25,700円 〔12,850円〕

多子カウント年齢制限なし (7)

多子カウント年齢制限なし (77,700円未満) / 多子カウント年齢制限なし (77,700円以上)

有り (小学校3年生以下)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳以上児		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	1,200円 〔0円〕	1,200円 〔0円〕	1,800円 〔0円〕	1,800円 〔0円〕
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	7,600円 〔3,800円〕	7,600円 〔3,800円〕	9,900円 〔4,950円〕
D1		48,600円以上 60,000円未満	11,900円 〔5,950円〕	11,700円 〔5,850円〕	14,200円 〔7,100円〕
D2		60,000円以上 76,000円未満	16,800円 〔8,400円〕	16,500円 〔8,250円〕	19,400円 〔9,700円〕
D3		76,000円以上 (77,101円未満)	21,700円 〔10,850円〕	21,300円 〔10,650円〕	24,500円 〔12,250円〕
		(77,101円以上) 97,000円未満	21,700円 〔10,850円〕	21,300円 〔10,650円〕	24,500円 〔12,250円〕
D4		97,000円以上 123,000円未満	25,200円 〔12,600円〕	24,800円 〔12,400円〕	31,500円 〔15,750円〕
D5		123,000円以上 148,000円未満	26,100円 〔13,050円〕	25,700円 〔12,850円〕	40,500円 〔20,250円〕
D6		148,000円以上 169,000円未満	26,600円 〔13,300円〕	26,200円 〔13,100円〕	44,000円 〔22,000円〕
D7		169,000円以上 219,000円未満	27,200円 〔13,600円〕	26,700円 〔13,350円〕	50,500円 〔25,250円〕
D8		219,000円以上 265,000円未満	28,700円 〔14,350円〕	28,200円 〔14,100円〕	53,600円 〔26,800円〕
D9		265,000円以上 301,000円未満	29,600円 〔14,800円〕	29,100円 〔14,550円〕	54,500円 〔27,250円〕
D10	301,000円以上 397,000円未満	30,700円 〔15,350円〕	30,200円 〔15,100円〕	55,600円 〔27,800円〕	
D11	397,000円以上	31,800円 〔15,900円〕	31,300円 〔15,650円〕	56,700円 〔28,350円〕	

多子カウント年齢制限なし (77,700円未満) / 多子カウント年齢制限なし (77,700円以上)

有り (小学校就学前)

※1 [ ]書きは、同時入所している2人目の額。

※2 1号認定は小学校3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当(市長村民税所得割課税額が、1号認定:77,100円以下、2・3号認定:57,700円未満)の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。



【差し替え】

資料 2

平成 30 年 2 月 6 日

長野市社会福祉審議会

委員長 増 山 幸 一 様

長野市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会

会長 山 岸 明 浩

第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画

(あんしんいきいきプラン 21) の策定について

平成 29 年 5 月 16 日付け 29 福政第 84 号で諮問のありました、このことについて、当分科会において慎重に審議した結果、下記のとおり決定しましたので報告いたします。

記

- 1 第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）の策定については、別冊のとおりです。



平成30年2月6日

長野市社会福祉審議会  
委員長 増山幸一様

長野市社会福祉審議会  
障害者福祉専門分科会  
会長 寺田裕明

第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画の策定  
及び障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

平成29年5月16日付け29福政第84号で諮問のありました、このことについて、  
当分科会において慎重に審議した結果、下記のとおり決定しましたので報告いたします。

記

- 1 第5期長野市障害福祉計画・第1期長野市障害児福祉計画の策定については、別冊のとおりです。
- 2 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについては、資料3-2のとおりです。

# 第5期長野市障害福祉計画・ 第1期長野市障害児福祉計画(案) 概要

## 長野市

### 第1章 計画策定に当たって

2

#### 1 計画策定の趣旨 [計画書5ページ]

- 「長野市障害者基本計画」に基づく障害福祉施策の推進
- 「障害者総合支援法」に基づき、国が定める基本指針に即して障害福祉サービス等の提供体制の確保や業務の円滑な実施
- 平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までのサービス、事業の計画的かつ安定的な提供に向け、サービス提供体制の一層の充実を図る

#### 2 計画の背景 [計画書5～8ページ]

「児童福祉法」の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられた。

#### 障害者総合支援法、児童福祉法の改正

1. 障害者の望む地域生活の支援
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

#### 障害者差別解消法の制定

#### 障害者雇用促進法の改正

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応
2. 法定雇用率の算定基礎の見直し
3. 障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる

### 3 計画の策定体制 [計画書9ページ]

3

- ① 現行計画の進捗状況の反映
- ② 障害者の意向の反映 障害者アンケートの実施
- ③ 関係者・機関との協議 関係者アンケートの実施 長野市障害ふくしネットとの協議
- ④ 障害者の意向の反映（ヒアリング）
- ⑤ 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の審議

### 4 障害者の状況 [計画書11～23ページ]

(1) 市の人口の動き 人口の減少と高齢化が進んでいる。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年少人口(0～14歳)(人)	53,124	52,238	51,387	50,559	49,677
(構成比)	13.7%	13.5%	13.4%	13.2%	13.0%
生産年齢人口(15～64歳)(人)	235,253	232,190	228,517	226,522	224,324
(構成比)	60.8%	60.1%	59.4%	59.1%	58.7%
老年人口(65歳以上)(人)	98,561	101,602	104,505	106,415	107,956
(構成比)	25.5%	26.3%	27.2%	27.7%	28.3%
合計	386,938	386,030	384,409	383,496	381,957

(2) 障害のある人 平成28年度末現在、身体、知的、精神の障害者手帳保持者数は、合計で23,085人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳交付状況	17,297	17,139	16,982	16,694	16,542
(構成比)	75.2%	74.7%	73.8%	72.6%	71.7%
療育手帳交付状況	3,057	3,151	3,234	3,442	3,362
(構成比)	13.3%	13.7%	14.1%	15.0%	14.6%
精神障害者保健福祉手帳交付状況	2,661	2,663	2,784	2,859	3,181
(構成比)	11.6%	11.6%	12.1%	12.4%	13.8%
合計	23,015	22,953	23,000	22,995	23,085

#### (3) 身体障害者

4

- ・平成28年度末現在、身体障害者手帳所持者数 16,542人
- ・平成25年度末からは597人の減少
- ・部位別でみると、下肢障害と内部障害の人数が多い。

#### (4) 知的障害者

- ・平成28年度末現在、療育手帳（知的障害者）保持者数は3,362人
- ・平成25年度末からは、211人の増加

#### (5) 精神障害者

- ・平成28年度末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数は3,181人
- ・平成25年度末からは、518人の増加

#### (6) その他の障害

- ① 障害者総合支援法の対象疾病（難病）
  - ・障害者総合支援法における難病の範囲について、国は対象を358疾病とした。
- ② 発達障害
  - ・発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。
  - ・本市における発達障害児又は疑いのある児童の人数は、増加している。

## 第2章 計画の概要

5

### 1 基本理念 [計画書25ページ]

障害者総合支援法の基本理念を踏まえ以下を基本的な視点として本計画を策定

- ①ひとりひとりの尊重
- ②地域生活移行の推進
- ③地域で支えあう福祉の推進

### 2 計画の期間 [計画書27ページ]

平成30年度から平成32年度までの3年間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第四期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		

### 3 計画の位置づけ [計画書27ページ]

障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」  
児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」

### 4 権利擁護 [計画書29ページ]

6

- (1) 障害者の虐待防止 (平成24年10月 障害者虐待防止法の施行)

障害者虐待防止連携協議会を設置し、関係機関が連携し、虐待への対応と権利・利益を擁護できるよう取り組む。

- (2) 障害を理由とする差別解消 (平成25年6月 障害者差別解消法の制定)

- ・障害を理由とする差別を解消する措置の具体化
- ・差別を解消するための支援措置を講じる。

### 5 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 [計画書29ページ]

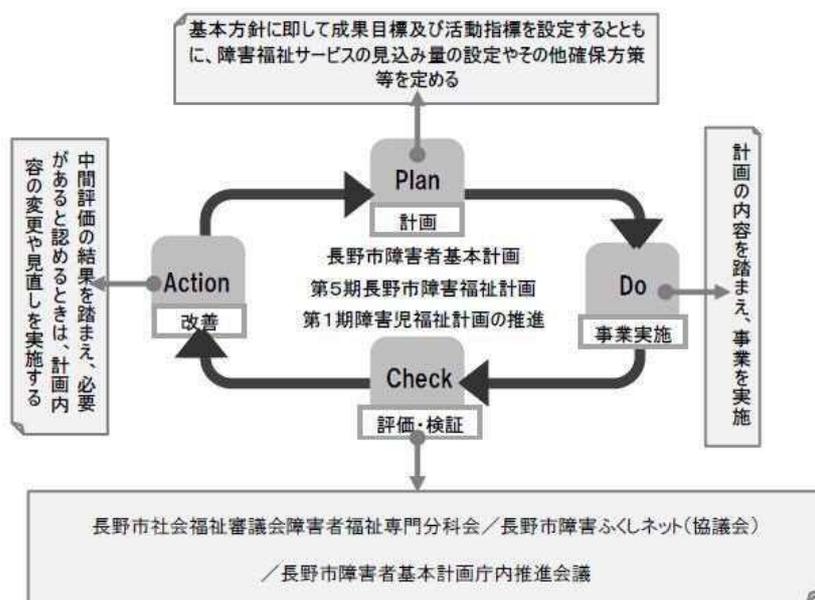
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定と調達の推進の取組み

### 6 計画の広報・周知 [計画書30ページ]

- (1) 市民・地域への周知・情報伝達
- (2) 障害のある人やその家族への周知・情報伝達

### 7 計画の推進 [計画書31～33ページ]

- (1) 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携
- (2) 障害福祉サービスの円滑な提供
- (3) 庁内関係課との連携
- (4) 関係機関との連携
- (5) 質の高い事業運営
- (6) 市独自の障害者支援策の研究
- (7) 国や県、近隣市町村との連携
- (8) 福祉人材の育成推進



### 第3章 障害福祉計画

#### 1 平成32年度の目標 [ 計画書36～43ページ ]

分類	項目	目標	備考
目標1 福祉施設から地域生活への移行促進	①地域生活への移行者数 (平成32年度末)	33人(12%)	平成28年度末の施設入所者数(276人)の12%以上がグループホーム等に移行
	②施設入所者の削減数 (平成32年度末)	8人(2.9%)	平成28年度末時点の施設入所者数(276人)から2.9%以上削減
目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置 (平成32年度末)	1協議体以上	平成33年3月31日までに整備
目標3 地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等 (平成32年度末)	1箇所	平成33年3月31日までに整備
目標4 福祉施設から一般就労への移行促進	①福祉施設から一般就労への移行者数(平成32年度)	95人	平成28年度の一般就労移行人数(63人)の1.5倍以上
	②就労移行支援事業の利用者数(平成32年度)	200人	平成28年度で利用した人数(129人)の5.5割以上の増加
	③就労支援事業所の就労移行率(平成32年度末)	52%	平成32年度末で利用者の3割以上が一般就労へ移行する事業所が全体(25箇所)の5割以上
	④就労定着支援による1年後の職場定着率(平成32年度末)	80%	1年後の職場定着率が8割以上

## 第4章 障害児福祉計画

9

### 1 障害児支援 [計画書46～49ページ]

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制を整備

- ①児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備 ③教育との連携  
②子育て支援に係る施策との連携 ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

分類	項目	目標	備考
目標1 児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターの設置 (平成32年度末)	2箇所以上	平成33年3月31日までに整備
目標2 児童発達支援センターとの連携	児童発達相談支援専門員の増員 (平成32年度末)	2人	平成33年3月31日までに整備
目標3 保育所等訪問支援サービスの充実	保育所等訪問支援を利用できる体制づくり (平成32年度末)	5箇所	平成33年3月31日までに整備
目標4 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	①児童発達支援事業所の設置 (平成32年度)	2箇所	
	②放課後等デイサービス事業所の設置 (平成32年度)	2箇所	
目標5 協議体の設置	医療的ケア児のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の協議体 設置 (平成30年度末)	1協議体	平成31年3月31日までに整備

## 第5章 障害福祉サービスの充実

10

### 1 訪問系サービス [計画書51～53ページ]

誰でも、住み慣れた地域社会や家庭で安心して暮らすことができるよう、制度改正に適切に対応しながら、障害者等の在宅支援を図るサービスを提供します。

種類【事業所数】	単位	第四期末		第五期末			
		平成29年度	平成32年度	平成29年度	平成32年度		
居宅介護【43→47】 【ホームヘルプ】 居宅における入浴、排せつ、食事などの介護	時間/月	8,697	9,229	同行援護【18→20】 重度の視覚障害者などに外出時に同行、外出先の援護	時間/月	819	869
	人/月	520	568		人/月	67	71
重度訪問介護【42→43】 重度の障害者に対する自宅での介護、外出時の移動支援	時間/月	162	172	行動援護【7→10】 知的・精神障害者に危険回避のための援護、外出時の介護	時間/月	1,132	1,167
	人/月	3	3		人/月	53	54

### 2 日中活動系サービス [計画書54～56ページ]

生活支援、自立訓練、就労支援などのサービスを提供します。

種類【事業所数】	単位	平成29年度	平成32年度	種類【事業所数】	単位	平成29年度	平成32年度
(1)生活介護【31→34】 日中に障害者支援施設などで行う入浴・排せつ・食事の介護、創作的・生産活動の機会の提供	人日分/月	14,007	14,864	(2)自立訓練 自立(機能)訓練【1→1】 身体障害者を対象に、身体的リハビリテーション、コミュニケーション・家事などの訓練、相談支援	人日分/月	349	349
	人/月	780	828		人/月	22	22
(3)就労移行支援【20→26】 生産活動などの機会を通じた就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、就労後の職場定着支援	人日分/月	2,271	3,106	自立(生活)訓練【7→8】 知的・精神障害者を対象に、食事・家事などの支援、相談支援	人日分/月	864	964
	人/月	146	200		人/月	64	71

・【事業所数】...市内事業所数【29年度末→32年度末 見込数】

次ページに続く

・「人日分/月」...「月当たりの平均利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」

種類【事業所数】	単 位	第四期末	第5期末	種類【事業所数】	単 位	第四期末	第5期末
		平成29年度	平成32年度			平成29年度	平成32年度
<b>(4) 就労継続支援</b>				<b>(5) 就労定着支援</b>			
<b>(就労継続支援 【A型】 【7→8】</b> 雇用契約に基づく生産活動などの機会を通じた就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、一般就労に向けた支援	人日分/月	1,543	1,638	<b>【新規→20】</b> 企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決を支援	人/月	新規	127
	人/月	82	87		<b>(6) 短期入所 【ショートステイ】 【19→22】</b> 介護を行う人が病気の場合などに、障害者支援施設などへ短期の入所、入浴・排せつ・食事の介護	人日分/月	1,010
<b>就労継続支援 【B型】 【45→50】</b> 一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場や生産活動の機会を提供 知識・能力の高まった方に対し就労に向けた支援	人日分/月	13,928	16,124	<b>(7) 療養介護 【1→1】</b> 病院などでの、機能訓練、療養上の管理、看護、介護日常生活上の援助		人/月	82
	人/月	862	998	<b>(8) 自立生活援助 【新規→5】</b> 施設等から一人暮らしへの意向を希望する障害者に対して一定期間、定期訪問等を行う支援	人/月	新規	20

3 居住系サービス [計画書65～66ページ]

地域での生活基盤である居住の場となるサービスを提供します。

種類【事業所数】	単 位	第四期末	第5期末	種類【事業所数】	単 位	第四期末	第5期末
		平成29年度	平成32年度			平成29年度	平成32年度
<b>(1) 共同生活援助 【グループホーム】 【134→143】</b> 共同生活を営むべき住居において行われる、相談・入浴・排せつ・食事の介護、その他の援助	人/月	497	554	<b>(2) 施設入所支援 【6→6】</b> 夜間に介護が必要・通所が困難な人に対する夜間における入浴・排せつ等の介護、日常生活上の相談支援	人/月	274	268

4 相談支援 [計画書68ページ]

様々な相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行い、必要とするサービス利用に繋がります。

種類【事業所数】	単 位	第四期末	第5期末	種類【事業所数】	単 位	第四期末	第5期末
		平成29年度	平成32年度			平成29年度	平成32年度
<b>計画相談支援 【32→33】</b> 障害福祉サービス等支給決定を行う際のサービス利用計画の作成、一定期間後のサービスの利用状況の検証、計画の見直し	人/月	531	558	<b>地域定着支援 【17→33】</b> 施設等からの退所退院や家族同居から一人暮らしに移した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制の確保、緊急事態等に対する相談・訪問・緊急対応等の支援	人/月	15	20
<b>地域移行支援 【17→33】</b> 施設入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保、地域生活に移行するための相談支援	人/月	13	18				

## 第6章 障害児福祉サービスの充実

### 5 障害児支援 [計画書71～75ページ]

種類【事業所数】	単 位	第4期末	第5期末	種類【事業所数】	単 位	第4期末	第5期末
		平成29年度	平成32年度			平成29年度	平成32年度
児童発達支援【15→21】 未就学障害児の日常生活の基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援	人日分/月	1,709	2,152	放課後等デイサービス【29→35】 就学の障害児に放課後・長期休暇中の生活能力向上の訓練等の継続的提供、放課後等の居場所づくり	人日分/月	3,677	4,467
	人/月	143	180		人/月	419	509
保育所等訪問支援【3→5】 児童指導員・保育士が、保育所などを訪問し、障害児や保育所のスタッフに障害児が集団生活に適応するための支援	人日分/月	30	38	障害児相談支援【19→21】 障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成、通所支援開始後のモニタリング等の支援	人/月	128	156
	人/月	24	30		人/月	新規	36
医療型児童発達支援【1→1】 障害児の日常生活の基本的動作指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療	人日分/月	171	171	居宅訪問型児童発達支援【新規→2】 障害児の居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う	人/月	新規	3
	人/月	12	12		人/月	新規	3

## 第7章 その他のサービス

### その他のサービス [計画書79～80ページ]

次ページに続く

種類【事業所数】	単 位	第4期末	第5期末	種類【事業所数】	単 位	第4期末	第5期末
		平成29年度	平成32年度			平成29年度	平成32年度
補装具費支給 [18歳以上] 身体機能を補う義肢や装具、車椅子等の購入・修理にかかる費用の支給	件/年	550	申請に対して支給	自立支援医療費支給 身体に障害のある児童の健全育成や生活能力獲得のための医療費、身体障害者の自立・社会参加・更生のための医療費及び通院の精神の医療費について一部を支給	人/年	7,383	8,193
同 [18歳未満]	件/年	180	申請に対して支給				

## 第8章 地域生活支援事業の充実

### 1 必須事業 [計画書82～92ページ]

種 類	単 位	平成29年度	平成32年度	種 類	単 位	平成29年度	平成32年度
(1) 理解促進研修・啓発事業 地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う	啓発人数	600	1,000	(3) 相談支援事業	箇所	12	13
(2) 自発的活動支援事業 障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に活動を行う活動に対して支援	実施の有無	実施	実施				
(4) 成年後見制度利用支援事業 [市長申立件数] 制度利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に成年後見制度の利用促進制度の申し立てに要する登録手数料・鑑定費用・後見人報酬の全部または一部を助成	件数	3	3				
				①相談支援事業 障害者などからの相談に応じ、必要な情報提供、他の障害福祉サービスの利用支援、虐待防止・早期発見のための連絡調整、その他権利擁護のために必要な援助			
				②相談支援機能強化事業 困難ケース等への対応、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言 市内の相談支援体制の整備状況、障害者・保護者等のニーズを考慮した相談支援事業実施計画の作成	実施の有無	実施	実施

・「実施」…国の基本指針に基づく指標として実施の有無を見込むもの

次ページに続く

1 必須事業（続き） [計画書82～92ページ]

種 類	単 位	第四期末		第五期末		種 類	単 位	第四期末		第五期末		
		平成 29年度	平成 32年度	平成 29年度	平成 32年度			平成 29年度	平成 32年度			
(5) 意思疎通支援事業等 聴覚、言語・音声機能の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等を派遣				(7) 手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害者等との交流活動の推進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成				養成講習 修了者数	42	45		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	833	884	(8) 移動支援事業 屋外での移動が困難な人の外出・余暇活動等の社会参加のための移動の支援				人/年	345	345		
手話通訳者設置事業	人	3	3									
手話通訳者・要約筆記者養成事業	登録者数	45	48									
盲ろう者向け通訳・介助人養成事業	登録者数	24	25									
盲ろう者向け通訳・介助人派遣事業	件数	165	165					時間/年	19,675	19,675		
(6) 日常生活用具給付等事業 重度の身体障害者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付				(9) 地域活動支援センター 通所により創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を行い、障害のある人の地域生活支援を促進								
介護・訓練支援用具	件/年	22	22	I型 [相談支援事業]	箇所	4	4					
自立生活支援用具	件/年	70	70		人	100	100					
在宅療養等支援用具	件/年	70	73	II型 [社会適応訓練等]	箇所	3	3					
情報・意志疎通支援用具	件/年	68	76		人	45	45					
排せつ管理支援用具	件/年	6,660	7,110	III型 [障害者援護]	箇所	10	10					
居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件/年	7	8		人	113	113					

2 任意事業 [計画書93～95ページ]

種 類	単 位	第四期末		第五期末		種 類	単 位	第四期末		第五期末	
		平成 29年度	平成 32年度	平成 29年度	平成 32年度			平成 29年度	平成 32年度		
(1) 訪問入浴サービス事業 【6→6】 居宅を訪問し、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る	人/年	19	20	(3) 障害児自立サポート事業 【44→47】 障害児の生活介護 障害児の自主性、社会性及び創造性の向上を支援	人/年	569	659				
(2) 在宅障害者タイムケア事業 【45→45】 食事、排せつ等必要な支援を行い、障害者の地域での自立生活を推進	人/年	554	642								

3 その他の事項 [計画書97～100ページ]

(1) 障害者の虐待防止

障害者虐待防止連携協議会を設置し、関係機関が連携し、虐待への対応と権利・利益を擁護できるよう取り組む。

(2) 障害を理由とする差別解消の取組み

- ・ 障害を理由とする差別を解消する措置の具体化
- ・ 差別を解消するための支援措置を講じる。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定と調達の推進の取組み

(4) 障害者（児）の移送・移動支援

保護者の負担の大きさが課題。他市町村の動向に注視し、関係課と連携を図り今後検討していく。



## 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

### 1. はじめに

長野市では、昭和 63 年度から、障害児を保育する世帯の生活の安定と福祉の向上を図るため、障害児保育所等利用者負担額補助金（以下「障害児保育料補助」という。）により、一定の世帯が納めた保育料の一部に対して補助金を交付してきた。

事業の開始から約 30 年が経過し、障害福祉や保育施策が充実したことから、障害児保育料補助の見直しについての諮問があり、これを受けて慎重な審議を行い、ここに結論を得たものである。

### 2. 補助事業の概要

障害児（身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている児童、医師や専門機関において障害を有している診断を受けている児童）を保育所等に入所させている一定所得未満の世帯について、負担した保育料の 6 分の 1 を限度に補助するもの

### 3. 見直しの基本的な考え方

#### (1) 国の幼児教育無償化の段階的取組と障害児保育料補助について

国の取組により一定所得未満で障害児を含む世帯の保育料が大幅に軽減されたことから、これらの世帯に更に障害児保育料補助を継続する必要性はないのではないかと考える。また、国が基準とする所得以上の世帯への補助についても見直すべきと考える。

#### (2) 障害者手帳について

身体障害者・療育手帳等の交付手続きには所定の医師による診断書や判定が必要である。増加傾向にある発達障害のある児童については、知的障害のある場合は療育手帳を、知的に遅れがない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得するのが一般的である。手帳を取得することで保育料の軽減のほか優遇措置が受けられ、各種手当の受給や障害福祉サービスにもつながることから、手帳の取得を勧める必要がある。

#### (3) 市単独事業の在り方について

国の制度を補完するものであるが、国の制度が充実し、障害者を取り巻く環境が変化する中で、限りある予算を有効に活用するためにも、継続すべきものと見直すべきものを仕分けすべきと考える。

#### 4. 見直し案に対する意見

障害児保育料補助の見直しについて、国の取組の動向や他市の状況などを勘案し、慎重審議を重ねた結果、今後もより公正で安定的な障害福祉サービスを提供する観点から、障害児保育料補助は平成29年度をもって廃止することが妥当と考える。

##### (附帯意見)

今回の障害児保育料補助の廃止により不利益となる世帯がないよう、障害者手帳や各種優遇措置、手当、障害福祉サービスなど様々な情報を提供し、きめ細やかな相談支援を行うこと。

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年 3月30日長野市条例第 3号

改正

平成12年 9月29日条例第49号

平成14年 3月29日条例第12号

平成17年 3月30日条例第10号

平成20年 3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年 9月30日条例第31号

平成27年 3月27日条例第10号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

**第 1 条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 7 条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第 1 項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 6 項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

**第 2 条** 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

**第 3 条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

**第 4 条** 審議会に副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

**第 5 条** 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

**第6条** 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
  - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
  - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
  - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
  - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
  - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
  - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
  - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

**第7条** 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
  - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
  - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
  - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
  - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

**第8条** 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成20年 3 月28日条例第12号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成25年 9 月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年 3 月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年度 長野市社会福祉審議会  
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	竹 内 裕 治	
こども未来部長	上 杉 和 也	
保健所長	小 林 文 宗	
保健福祉部福祉政策課長	黒 岩 章 彦	
保健福祉部生活支援課長	上 田 哲 夫	
保健福祉部高齢者福祉課長	海 沼 充	
保健福祉部介護保険課長	下 條 正 雄	
保健福祉部障害福祉課長	矢 島 孝 一	
こども未来部こども政策課長	櫻 井 伸 一	
こども未来部マリッジサポート課長	丸 山 輝 美	
こども未来部子育て支援課長	島 田 み ち 代	
こども未来部保育・幼稚園課長	中 澤 和 彦	
保健福祉部保健所次長兼総務課長	小 池 伸 幸	
保健福祉部保健所健康課長	竹 村 直 高	